

公益財団法人日本ハンドボール協会 役員候補者選考委員会規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の選考に関する必要な事項を定める。
- 2 役員は、役員候補者選考委員会（以下「選考委員会」といい、同委員会の構成員の「選考委員」という。）が評議員会へ付議をし、評議員会の決議によって選任する。

(役員候補者選考委員会の設置)

- 第2条 本協会は、役員の任期満了又は辞任に伴う次期役員候補者の選考にあたり、選考委員会を設置する。
- 2 選考委員の任期は、選考委員として選任された日から、評議員会へ付議し選任された監事の任期満了時までとする。
- 3 選考委員は、次の各号に定める者の中から、各号に定める人数の範囲内で選任されるものとし、合計で5名以上8名以内とする。選考委員は、理事会において選任する。
- (1) 評議員 2名以上
 - (2) 加盟団体規程9条1項各号の加盟団体の構成員（ただし、各加盟団体において理事長又は業務執行権限を有する理事に限る。） 4名以内
 - (3) 弁護士や会計士等ガバナンスやコンプライアンス専門の学識経験者 2名以上
- 4 選考委員会において、役員候補者として想定される者については、選考委員会の構成から外れる又は候補者として決定する議決には参加しない。
- 5 選考委員の互選により委員長を置く。

(役員候補者選考委員会の開催)

- 第3条 選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、評議員会へ付議を行うために、必要に応じ適宜開催するものとする。
- 2 選考委員会は、委員長が招集する。ただし、選考委員の任命後最初の委員会は本協会会長が招集し、また、選考委員が招集することを妨げない。
- 3 選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故等やむを得ない事由により委員会に欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- 4 選考委員会の決議は、選考委員の過半数が出席しその過半数をもって行う。
- 5 緊急あるいは諸事情により、選考委員会の場に同席することができない選考委員のために、web会議やテレビ会議のシステムを活用して開催することができるものとする。

6 選考委員会への代理出席及び書面による委任は、いずれも認めない。

(役員候補者の選考基準)

第4条 選考委員会は、次の各号の基準に基づき役員候補者を選考しなければならない。

- (1) 就任時において、その年齢が70歳未満であること。
- (2) 本協会の設立趣旨、ビジョン及び活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応し人格を有すること。
- (3) 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツ又はハンドボールの分野において専門的な知識又は経験を有していること。
- (4) 健康であり、業務に支障がないこと。
- (5) 遵法精神に富んでいること。
- (6) 1年度内の当該候補者が役員として出席しなければならない会議に対し、概ね3分の2以上出席ができる見通しがあること。
- (7) 有識者で、独立性を保ちつつ、スポーツ及びハンドボールの発展のための建設的な意見を提示することができ、当該意見を広く発信することができる者であること。

2 役員候補者の選考にあたっては、前項の役員選考基準と併せ、次の各号の条件を考慮しなければならない。

- (1) 理事及び監事は相互に兼ねることはできないこと。
- (2) 監事は、本協会の職員又は本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることはできないこと。
- (3) 定款第30条5項に基づき当該候補者、配偶者の関係、総数に配慮すること。
- (4) 本規程第5条に基づき連続在任期間に配慮すること。

3 選考委員会は、監事又は定款で定める理事の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の役員候補者を選定することができる。

4 前項の場合には、選考委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠である旨
- (2) 理事候補者又は監事候補者である旨
- (3) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の役員又は役員候補者の補欠の役員候補者として選考するときは、その旨及び当該特定の役員候補者等の氏名
- (4) 同一の役員候補者(2人以上の役員候補者等の補欠として選考した場合にあっては、当該2人以上の役員候補者等)につき2人以上の補欠役員候補者を選考するときは、当該補欠の役員候補者相互間の優先順位

6 選考委員会が補欠の役員候補者を選考した場合、本協会の役員に欠員があったときは、前項各号の条件に従い、本協会の役員候補者として推薦されたものとみなされる。

- 7 第3項の補欠役員候補者の選考に係る決議は、理事は当該決議後2年以内に終了する事業年度、監事は当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(理事の再任制限)

第5条 理事は原則として、5期(10年)連続して在任することはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、当該理事が5期(10年)を超えてその後最長2期まで在任することができる。

- (1) 当該理事が、国際ハンドボール連盟若しくはアジアハンドボール連盟の役職者である場合。
 - (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上をはじめとする中長期基本計画等に定める目標を実現するため、若しくは特に重要な国際競技大会開催のために必要不可欠である特別な事情がある場合。
- 2 在任最長期間に達した当該理事が再び選任されるまでには、2期(4年間)の経過期間を必要とする。

(候補者の決定)

第6条 選考委員会は、役員改選を行う定時評議員会に付議するために、役員候補者を決定する。

- 2 役員候補者数は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 理事候補者20名以上28名以内
 - (2) 監事候補者3名以内
- 3 役員候補者の決定は、選考委員の過半数が出席し、出席した選考委員の過半数の議決を持ってこれを行う。否決され、又は定数に到達しない場合は、新たな候補者を推薦し、当該候補者につき決議を行う。
- 4 選考委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

附則

本規程は、令和4年4月1日から施行する。